

「法律家からみた 歯科技工士の将来像について」

平成23年12月4日 大阪歯科技工士連絡会講演要旨

弁護士 川 上 詩 朗

私は、歯科技工海外委託問題を機に、歯科技工士の方々の現状と課題について考える機会を得ました。歯科技工は、歯科医療の一翼を担う極めて重要な業務であり、歯科医療の発展にともない、歯科技工士の果たすべき役割がますます重要になっていると思います。ところが、歯科技工士の現状をみると、必ずしも期待に応えられるだけの地位が保障されているとは思えません。

そこには様々な原因が考えられますが、

第一に、患者との関係で歯科技工士の法的地位の位置づけが弱いのではないかという思いを持ちます。患者にとって、最善かつ安全な歯科治療を受けることは、患者の基本的な権利（人権）です。歯科医療に携わる者は、この患者の権利に応えるべく役割と責任があります。このような視点から、歯科技工士の法的地位を再構成する必要があるのではないのでしょうか。

第二に、歯科技工が「医療」であることの位置づけが弱いのではないかと思います。歯科技工海外委託問題は、補綴物を作ることが「製造業」なのか「医療」なのかというわかりやすい形で歯科技工の本質の問題が提示されました。

第三に、現行の歯科技工士制度は、歯科医療の本質に適合した合理的な制度であると思うのですが、その位置づけが弱いのではないかと思います。

現行の歯科医療に関する制度は、医療法、歯科医師法、歯科技工士法、薬事法、歯科衛生士法等諸法令により制度化されています。

歯科技工がいわばオーダーメイドである以上、工業製品のように補綴物を画一的にチェックするようなシステムでは対応できないことは明らかです。さまざまな関係者が変わり、歯科材料に対しても薬事法の観点から規制が及ぶなど、多角的にチェックするシステムである現行の歯科技工士制度は極めて合理的な制度といえるのではないのでしょうか。しかし、このように合理的な制度であるということについて十分にその意義付がされていないのではないかという疑問が生じています。そのことが、歯科技工士の法的地位の位置づけの弱さにも関係しているのではないかという気がします。

第四に、歯科技工士の報酬制度の脆弱さにあります。歯科技工士の報酬制度は、保険診療の場合も自由診療の場合も、基本的に歯科医師に全面的に依存しています。歯科医師と歯科技工士の報酬に関する取り決めは、建前上、両当事者間の自由意思に委ねられています。しかし、実態は、歯科医師との間の力関係において歯科技工士は劣後している状況にあるのではないのでしょうか。そのことが、十分な報酬が確保されていない原因の一つとなっているのではないのでしょうか。

第五に、歯科技工士の労働環境の劣悪さです。上記報酬体系の脆弱さを背景に、歯科技工士は、長時間・超過密労働を強いられている現状にあることは、だいぶ前から指摘されていることです。

歯科技工士の将来像を考える場合、これらの諸問題について、基本的にどのような立場に立って考えるのかが問われていると思います。

現行の歯科技工士制度が歯科医療の本質に照らして合理的な制度であり、患者に対して最善かつ安心・安全な歯科治療を実現するための制度的保障であるとすれば、現行の歯科技工士制度を維持・充実・発展させる見地から政策提言を行う必要があるのではないかと思います。

幸い、この度、以上の諸課題解決のための活動の一提案として『歯科医療の未来を語る懇談会』という名称での発足を申し出たところ、原告団解散後の「新ステージへ」の世話人会において、快く全員一致で決議採択され、今後はその旗印の下、運動を展開して行くこととなりました。私もこの中で大いに勉強させて頂きながら、一国民、一患者、そして一法律家（弁護士）として、さらに、どなたよりも歯科技工士にとっての強い味方になりたいと考えております。

講演会では、このような観点を踏まえ、歯科技工士の将来像について、具体的な問題を取り上げながら、みなさんと一緒に考えたいと思います。

以上